

昭和28年法律第155号附則第24条の3又は第29条の2
の規定に係る拘禁に関する証明書

(氏 名)

上記の者は、公務員としての在職中の職務に関連して旧恩給法の特例に
関する件の措置に関する法律（昭和27年法律第205号）による改正前の
旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第8条第1項の規定
に該当し、 年 月 日から 年 月 日までの間
拘禁されていたことを証明する。

年 月 日

(法務大臣又は厚生労働大臣) 印